

News Release



平成 24 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社野村総合研究所  
代 表 者 名 代表取締役社長 嶋本 正  
(コード番号：4307 東証第一部)  
お問合せ先 IR室長 上岡 晋  
(TEL:03-5533-3910 ir@nri.co.jp)

(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

株式会社野村総合研究所は、株式会社だいこう証券ビジネスの株式を対象とする公開買付けに関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成 24 年 9 月 26 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 24 年 9 月 14 日付「株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 24 年 9 月 18 日付「公開買付開始公告」を以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更はありません。

また、訂正箇所には下線を付して表示しております。

1. 平成 24 年 9 月 14 日付「株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

(8 ページ)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>52,424</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>20.58%</u> )
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	99,597 個	(買付け等後における株券等所有割合 59.69%)
対象者の総株主の議決権の数	254,426 個	

(中略)

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数(152,021個)を分子としております。

(後略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>52,427</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>20.59%</u> )
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	99,597 個	(買付け等後における株券等所有割合 59.69%)
対象者の総株主の議決権の数	254,426 個	

(中略)

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数(152,024個)を分子としております。

(後略)

## II. 平成24年9月18日付「公開買付開始公告」の訂正内容

### 2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者 9.95%      特別関係者 20.58%      合計 30.54%

(後略)

(訂正後)

公開買付者 9.95%      特別関係者 20.59%      合計 30.54%

(後略)

(8)買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

公開買付者 39.11% 特別関係者 20.58% 合計 59.69%

(中略)

(注2)対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、①平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、②平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、③平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、④平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、⑤平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び⑥平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記②から⑥までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合」は39.11%を、上記「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は20.58%を、これらの合計は59.69%を下回ることとなります。なお、上記①の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者 39.11% 特別関係者 20.59% 合計 59.69%

(中略)

(注2)対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、①平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、②平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、③平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、④平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、⑤平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び⑥平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記②から⑥までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合」は39.11%を、上記「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は20.59%を、これらの合計は59.69%を下回ることとなります。なお、上記①の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(後略)

以上